

東日本大震災の復興施策の総括に関する
ワーキンググループ（第２回）
議 事 録

東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（第2回）

1. 日 時 令和元年8月23日（金）10：00～11：47

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階621特別会議室

3. 議 事

原子力災害からの復興・再生

- ・事故収束（廃炉・汚染水対策）
- ・放射性物質の除去等
- ・避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等
- ・福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積
- ・事業者・農林漁業者の再建
- ・風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

（1）関係省庁からの説明

（2）意見交換

4. 議事録

次頁以降のとおり

5. 出席者（敬称略）

ワーキンググループ構成員

秋池	玲子（座長）	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
増田	寛也（座長代理）	東京大学公共政策大学院客員教授
白波瀬	佐和子（構成員）	東京大学大学院人文社会系研究科教授
田村	圭子（構成員）	新潟大学危機管理本部危機管理室教授 災害・復興科学研究所（兼務）教授
藤沢	烈（構成員）	一般社団法人RCF代表理事
松本	順（構成員）	みちのりホールディングス代表取締役グループCEO

他省庁（説明者）

須藤 治 経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ長

森山 誠二 環境省 環境再生・資源循環局次長

○秋池座長

それでは、開始したいと思います。

第２回「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様におかれましては、きょうは大変お足元の悪い中、お集まりいただきありがとうございます。

姥浦構成員と田村構成員におかれましては、本日が初回となりますので、最初に簡単な自己紹介をいただければと思います。

まずは、姥浦構成員、よろしくお願いいたします。

○姥浦構成員

東北大学の姥浦と申します。

専門は都市計画でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○秋池座長

ありがとうございます。

田村構成員、よろしくお願いいたします。

○田村構成員

新潟大の田村でございます。引き続き、お世話になります。

専門は防災危機管理になります。

よろしくお願いいたします。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、本日は、復興庁に加えて、各省及び被災３県の担当者が陪席されておられますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、「原子力災害からの復興・再生」をテーマに、これまでの取り組みを総括します。

まず、復興庁から「避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等」、「事業者・農林漁業者の再建」、「風評払拭・リスクコミュニケーションの推進」について説明いたします。

続いて、経済産業省から、「福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積」及び「事故収束（廃炉・汚染水対策）」について、御説明いただきます。

続いて、環境省から、「放射性物質の除去等」について御説明いただきます。

その後、質疑応答・意見交換をいたします。

それでは、まず、復興庁から「避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等」、「事業者・農林漁業者の再建」、あわせて「風評払拭・リスクコミュニケーションの推進」について御説明をお願いいたします。

○小山統括官

復興庁の統括官の小山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

私から、ただいま座長から御紹介いただきましたが、表紙の議事にあります「原子力災害からの復興・再生」のうち3番目の「避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等」、5番目の「事業者・農林漁業者の再建」、これらについては併せて新産業の創出についても多少触れさせていただきます。そして、最後の「風評払拭・リスクコミュニケーションの推進」、この3点を中心に説明をさせていただきます。

説明の前に1点留意をいただきたい点がございまして、私が説明いたしますのは基本的には福島を中心とした取り組みでございます。地震・津波被災区域と共通する部分につきましては、例えば、インフラの復旧とか、教育・医療・介護等のサービスにつきましては、今回というよりも次回以降に詳細を説明させていただきますので、どちらかといいますと福島に特定の部分とお考えいただければと。福島、特に原子力災害地域に特有な部分を中心に説明をさせていただきます。

今日の説明は4つの大きな柱になっております。表紙をおめくりいただきまして、先ほど説明しました3点の前提といたしまして、全体像を示すために、法制度、その改正と実施状況について、まず、説明をさせていただきました後に、3つの柱について説明をさせていただきます。

まず、1番目の柱として、法制度、2ページを御覧御覧御覧ください。福島復興につきましては、福島復興再生特別措置法、「特措法」と私たちは呼んでおりますが、これを中心に事業を進めております。施行は、ここに書いてありますように2012年3月31日であります。この法律に基づきまして、福島復興再生基本方針を決定しております。これは大きく2つに分かれておりまして、左側が避難指示の対象となった区域の復興・再生、右側が福島県全域の復興・再生であります。左側の避難指示の対象地域につきましては、ここに書いてありますように、避難指示の解除等区域、避難困難区域に分けて規定されております。特にこの赤字で書いてある部分が、最近、平成29年に改正した際に入ったものでありまして、これについては後ほど説明させていただきます。また、住民の帰還の促進を図るための措置ということで各種インフラ整備の実施、また、長期避難をされている方の生活安定の措置、その他ということで、個別の案件を適宜対応しております福島相双復興推進機構への職員の派遣等々につきまして規定をさせていただいております。また、右側の福島県全域の復興・再生につきましては、産業の復興・再生、新たな産業の創出、この中に

はイノベーション・コースト構想も法定されております。また、その他ということで、農林水産物の販売の実態調査等について規定をしている。これが全体像であります。

3 ページを御覧ください。この法律につきましては、これまで大きく 3 回の改正を行っております。当初、平成25年の改正で生活拠点形成交付金制度を創設し、それに基づきまして復興公営住宅等を整備しております。既に4,767戸の整備が完了しているという状況であります。また、平成27年の改正では、一団地の復興再生拠点という制度を整備いたしまして、右側に書いてありますような地区で整備が実施されております。また、帰還環境整備交付金という制度を法定化いたしまして、いろいろ事業を実施しております。これについては、後ほど説明させていただきます。直近の平成29年の改正におきましては、特定復興再生拠点区域という制度を創設いたしまして、これについては6町村全てで計画が認定されて事業が実施されております。官民合同チーム、これは福島相双復興推進機構にありますが、その体制強化ということで国の職員の派遣、また、イノベーション・コースト構想を法定化いたしました。この法定された計画に基づきまして、ロボットテストフィールド等の施設整備が進められ、また、風評払拭の対応、4点目ではありますが、これに基づきまして農産物の流通実態調査等が実施されているということでもあります。このように、法制度につきましては着実に制度が整備され、それに対して一定程度実施に移されているのではないかと思います。

次の4 ページ、2 番目の柱であります。これは「2 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等」ということであります。まず、「(1) 避難指示の解除」の状況であります。

5 ページを御覧ください。平成23年3月に事故が発生いたしまして以来、何度かの変遷を経ております。一番下の左の図を見ていただきますと、これは平成23年4月時点ではありますが、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の3つを設定いたしました。その後、平成23年12月に冷温停止状態が確認された後、この指示区域の見直しが始められまして、真ん中の図がありますが、25年8月に区域の見直しが完了し、この時点では帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域に区域が変更されます。見直しが完了し、その後、26年以降、避難指示が解除され、現在は一番右の状況であります。帰還困難区域を除くほとんどの地域で解除が進みました。面積ベースで見ますと、見直しの完了時点から約7割が解除されたという状況にあります。

6 ページを御覧ください。そのうち特に帰還困難区域におきましては、先ほど説明をいたしましたが、29年5月の改正によりまして、特定復興再生拠点区域が整備されました。これは四角の中に書いてありますが、避難指示を解除して居住を可能とするための整理が行われる地域であります。その手続が右側のところではありますが、まず、市町村が計画を作成し、総理大臣による認定を受けた後、整備事業、これは除染とか廃棄物処理等を国が実施するという事業が実施されまして、整備がおおむね終了後、大体5年を目途にしておりますが、避難指示を解除するという状況であります。1つ目は、左側に帰還困難区域と特定復興再生拠点、これは双葉町の例ではありますが、その一部をこのように指定されてい

るということであります。計画の認定基準は、区域の条件、復興再生への寄与、その円滑かつ確実な実施が条件となっておりまして、この効果につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、除染や廃棄物の処理を国が実施するということが決められております。

次の7ページであります。実際にその整備計画の状況であります。既にここに書いてあります6町村8地区が認定されておりまして、全ての区域で事業が開始をされております。それぞれの図の一番下に書いてありますが、その終了時点の目途であります。それぞれ2020年春から2023年春にかけまして、区域全域の解除を目指して、ただいま、事業が行われているという状況であります。

次、8ページに参ります。これまでは避難指示の解除でございましたが、実際に避難指示が解除された後、「(2) 帰還に向けた取組」がどのような状況になっているかということの説明をさせていただきます。それぞれにつきまして、これまでの取り組みと進捗状況について説明をさせていただきます。

9ページを御覧ください。この帰還環境の整備につきまして、大きな事業として、ここに書いてあります福島再生加速化交付金を用いた事業を行っております。四角の中に書いてありますように、長期避難をされている方の生活拠点の整備とか、その生活環境向上、まちづくり等を支援するものであります。これは平成25年度の補正予算で開始されましたが、これまでに既に4600億円余りを配分し、事業を行っております。今年度の予算額も890億円という金額でございます。事業イメージ・具体例、右側であります。大きく6つの分類がありまして、帰還環境整備ということで、復興拠点とか災害公営住宅の整備、あとは農地・農業用施設、産業団地の整備、いわゆる帰還者向けの事業が行われております。2番目に、長期避難者生活拠点形成ということで、避難者の方への支援でございますが、避難者の方向けの公営住宅の整備とかコミュニティの支援、これはソフトも含まれております。3番目として、福島定住等緊急支援であります。これは特に子供や子育て世帯に主眼を置いた各種の整備を行っております。その他、道路の側溝の堆積物の撤去、あとは原子力災害情報発信等拠点施設等整備ということで、右側の真ん中に書いてありますが、アーカイブ拠点の整備を進めるということがこの事業であります。一番下の既存ストック活用まちづくり支援というのは、本年度から実施しております空き地・空き家を活用したまちづくりの支援を行っております。

事業だけではちょっとわかりにくいので、10ページ目以降にわかりやすい例として写真を含めて説明をさせていただきます。まず、生活拠点の整備におきまして、右側にありますように、小学校とか中学校の再開を行って、既に10市町村で事業を再開しております。また、それにかかわるアクセス道路の整備もここに入っております。また、健康管理・健康不安対策として、写真に出ております個人線量計に関連する事業を支援しております。また、同じく農林水産業に関しまして、圃場整備ということで南相馬の写真を載せております。また、関連施設、商工業整備のための環境整備ということで、産業団地とか、商店街の支援、これは楡葉町のここなら笑店街の例を挙げさせていただきます。

次のページを御覧いただきますと、先ほど申し上げました子ども元気復活交付金、これは25年度の予算で創設されまして、その後、補正予算により再生加速化交付金に統合されたものですが、子供及び子育て世帯を対象にした事業でありまして、左でありますように、遊具の更新とか、あとは右側にありますように、そういうものを使ったプレイリーダーの養成等によったソフト事業の支援も行っているということでありまして、左下にありますが、今までに遊具の更新で644カ所等の支援を行っているという状況であります。

12ページに参ります。これは福島生活環境整備・帰還再生加速事業であります。これは、事業概要のところに書いてありますが、避難指示に起因しまして機能が低下しました公共施設・公益施設の機能回復を実施するというものが中心であります。その他、荒廃抑制・保全対策ということで、これは24年度に始まった事業であります。これまでに457億円を措置しております。主な事業として、左から見ますと、公共施設・公益的施設の機能回復ということで、点検、清掃、修繕。また、避難解除された区域の帰還加速のための事業として、医療体制の拡充、情報提供、あとは「ふたばワールド」等の交流事業もここで見ております。また、一番右にありますが、直ちに帰還できない区域のための荒廃抑制ということで、除草とか、防犯パトロール、カメラ、一時帰宅のバスの運行等を行っているということで、12市町村を対象に事業をしております。

以上が事業の主な内容なのですが、具体的には13ページを見ていただきますと、医療につきましては、双葉の医療センターの開設も支援、介護・福祉、教育、いろいろありますが、復興公営住宅等の住まい、交通機関、これは直接の事業というよりも関連する支援でございますが、そういうものと買い物環境の整備等を、これらの事業も活用しながら、進めさせていただいているという状況であります。

14ページであります。実際にそれでどのような成果があったのかということで、ここでは居住者数を一つの指標として取り上げております。避難指示が解除された地域の居住者数は、注1ということで非常に細かい字で恐縮なのですが、市町村によりましてその集計方法が異なります。町村全域の居住者数とか、避難解除区域だけとか、また、転入者は含まない等々、市町村によって出し方は違うのですが、そういうものを単純に合計しますと約1.5万人という数字が出てきております。これは住民基本台帳に比べて約2割という数字になります。一方、復興庁は、各市町村と共同いたしまして住民意向調査をしております。これによりまして、皆さん、今後、帰られるかどうか、帰っているかどうかということを確認しているのですが、左下のグラフをちょっと見ていただきたいのですが、これは町村の名前とそれぞれの調査の時期が一番左にあります。実際に避難指示の解除が早かった市町村が下のほうで、遅くなっているのが上となります。この中で緑と青を見ていただきますと、緑が既にお戻りになっている、青は戻りたいという気持ちを持っている、黄色はまだわからない、赤は戻らないということでお答えの割合があります。見ていただきますとわかりますように、避難指示が解除されたのが早かった市町村におきましては、6割から7割の方が帰るまたは帰りたいと。一方で、おくれたところにおきましては、もう戻

らないという方が5割から6割近くを占めているという状況であります。また、世代別の帰還意向は、右側を見ていただきますと、若い方、20代、30代の方は6割から7割の方が戻らないと言っている一方で、60代の方はもう少しその割合が低くなっているということがございます。こういうことからいいますと、左側に戻っていただきますと、引き続き、その黄色いところ、まだ判断がつかないという方がまだ3割近くいらっしゃるの、引き続き帰還環境の整備が必要だということとともに、帰還する方だけでは人口は十分に戻らないということがおわかりになるのではないかと思います。また、右上の表は、御参考までになりますが、福島県全体の避難者数ということで、一時、一番多いときは16万人近くの方がいらっしゃいましたが、現在は約4万人強という状況になっております。

その次のページが、実際に戻るときにはどういうものが必要かということにつきまして、先ほどの住民意向調査の結果であります。これは町村ごとに見ておりますが、薄いオレンジ色のところを見ていただきますと、医療とか介護関係の再開・拡充が必要だという声が多く、また、黄色であります、商業施設の充実が重要だというお声も非常に多くなっております。それ以外には、緑で色をつけておりますが、ほかの方がどのぐらい戻られるかというのが重要だというお声も出ているということで、こういう帰還環境の整備が必要ではないかと考えられます。

16ページに参ります。これからは、事業再開、農林水産省の再生、あわせまして新産業の創出についても一部入れさせていただいています。いわゆるなりわい、産業の再生であります。

次のページ、これまでの取り組みということで17ページを御覧いただきますと、これは後ほど詳細にまた説明があるかもしれませんが、原子力災害の支援、原子力災害からの自立支援を目的につくられた福島相双復興官民合同チーム、「官民合同チーム」と呼んでおりますが、このチーム員が300人近く6拠点に常駐し、多くの事業者の方、農業者の方を戸別訪問され、一番下に書いてありますが、そのうちのかんりの割合の方が地元で事業を再開し、営農を再開しているという状況であります。

18ページであります、これはもう少し前向きの産業創出ということで、福島イノベーション・コースト構想についても、後ほど詳しく説明があると思いますが、26年6月に取りまとめて以降、それを法律に位置づけております。一番下から2つ目の矢印であります、現在、福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真ということで、さらに拡大、深掘りをしていくという内容を検討しております。一番下でありますが、国内外からの人材が結集する国際的な研究、教育拠点の整備が必要と構想にもうたわれているところから、この7月に福島浜通り地域の国際教育拠点に関する有識者会議を設置いたしまして、あり方を検討中であります。下のほうに、主な取り組みということで、既に整備された施設等々が載せてございます。

次の19ページを見ていただきますと、最後に申し上げました国際教育研究拠点に関する有識者会議ということで、真ん中のコラムを見ていただきますと、座長にはコマツの坂根

顧問になっていただきます。委員の方も、このような方になっていただいております。文科省、農水省、経産省、環境省、福島県もオブザーバーで入っております、スケジュールを見ていただきますと、この11月には中間取りまとめを行った上、年内に策定予定の復興・創生期間後の基本方針に反映したいと考えております。

次に、20ページであります。それ以外の個別の事業支援措置としまして、まず、税制があります。税制につきましては、12市町村を中心としました事業ということで、機械に関する特別償却、税額控除の特例措置、また、雇用者の場合にも同様のものが用意されております、活用状況といたしましては、まず、上の起業促進区域、基本的には新規の事業者を対象としたものにつきましては、既に120件が認定されております。また、その下の避難解除区域等による課税の特例、これは帰還された方、また、もともといらっしゃった方が事業を起こす場合に使われるのですが、既に3,000件以上の課税の特例が行われております。また、12市町村以外、県内全市町村を対象とするものにつきましても、機械及び雇用、研究等に関する各種の特例措置が講じられておりました、指定事業者数の件数は2,000件を超え、既に投資額も700億円という状況になっております。

次の21ページ、税制とともに、企業立地補助金というものにつきましては、かなり高い評価を受けて、大きな影響があったと聞いております。新規の立地だけではなく増設につきましても補助金を支援しております、幾つか補助金の種類がございます。下の四角にあります、自立・帰還支援雇用創出ということで、これは基本的には原子力災害の被災の12市町村向けにつきましては、対象地域は申し上げたとおりなのですが、補助率は、右側にもうちょっと行っていただきますと、解除後1年以内であれば中小企業では4分の3、大企業でも2分の1ということで、かなり高い補助率であります。これまでに57件の決定が行われて、これによります新規の雇用者数も500人を超えるという状況であります。真ん中のオレンジ色のところが福島県の事業であります、一番下の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」という長い名前ですが、これは12市町村の原災以外の地域、津波浸水地域とか、福島県のその他の地域ということで、これにつきましては、先ほどの補助率からやや下がりますが、それでも中小企業が2分の1、大企業が3分の1、それぞれ最大であります、補助金がつきますので、これまで435件で4,700人以上の方の新規雇用がされたという報告となっております。

以上、主に製造業・サービス業であります、22ページが特にこの地域で重要であります農業の取り組みであります。営農再開をいかに進めるかということにつきましては、上の矢印に書いてあります、まず、除染を行いまして、その後、農業関連インフラの復旧、保全管理、さらには必要な資金の手当等、一連の取り組みを切れ目なく支援するという制度的な支援がございますし、下の括弧にも書いてありますが、先ほどの官民合同チームは営農再開に向けてのきめ細かな支援を実施しているという状況であります。もう少しだけ詳しく説明いたしますと、上の農地除染のところは、見ていただきますところは、各市町村について、帰還困難区域以外は全て除染が終了しております。その他、営農再開に向け

た条件整備ということでは、インフラの復旧、保全管理、鳥獣被害防止対策、これについては南相馬市に行かれたときにお話を聞かれたと思いますが、イノシシ対策がとても重要になっております。その他、作付の実証、下のほうに参りますと機械・施設の導入支援、さらには新たな農業の転換への支援ということで、予算及び各施設の事業を実施しているところであります。

次のページであります、農業以外の林業、水産業であります。御存じのように、福島県は非常に広い土地で、しかも林業が重要な産業になっておりますが、全体としては「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」をまとめまして、里山、つまり、街に近いところと奥山の各種整備及びその調査研究、情報発信を行っております。また、放射性測定装置の設置とか、特用林産物といわれているきのこの栽培、これは生産額ではほぼ林業と同じぐらいの金額になっておりますが、それに関連する生産資材の導入の支援等を行っております。

水産業に行く前に、24ページをちょっと御覧いただきますと、具体的に何をしてきたかということではありますが、左側であります。この里山再生モデル事業といいまして、人里に近いところの山に関しまして、モデル事業として14地区を選び、左の写真にあります除染、除草や、堆積物を取ったり、左はビフォーで右側がアフター、かなりきれいになっているのがわかると思います。こういうところに放射性物質がたまっているということで、ここをきれいにすることでかなり放射線量が下がる。また、森林整備ということで、間伐とか、筋工というものを設置して、中を歩きやすくする、事業をしやすくするというのもやっております。また、右側、ふくしま森林再生事業の一部で、特に奥山の部分につきましては、間伐、筋工の設置を行いまして、事業を進めやすくするとともに、空間線量率についても影響を検証しております。

これによってどういう成果が起きたかということで25ページを見ていただきますと、製造品の場合、出荷額を例にとります。右側の表を見ていただくとわかりやすいのですが、平成22年を100とした場合、全国は、今、110%であります。福島県はようやく震災前の水準を超過した。一方で、緑色の12市町村が約8割、さらに双葉郡におきましてはまだ2割前後ということで、回復傾向にはあるのですが、産業の復興・再生は引き続き重要な課題ではないかと考えております。

26ページは、農林水産業をまとめて載せてございます。まず、農業、営農再開につきましては、除染は先ほど申し上げたように100%終わったのですが、営農再開した面積は、目標の6割に比べ、まだ25%前後ということであります。ただ、福島県全体で見ますと、震災前に比べて約9割の水準、ただ、全国で114%まで上がっています。まだ十分に高いとは言えないと思いますし、林業につきましても、下のグラフにありますように、林業産出額は8割前後であります。全国は107%ということで、これもまだそれに十分達していない。間伐、きのこの産地再生等が重要だと思われます。また、水産業につきましては、水揚げ量、水揚げ金額等も、この表を見ていただきますと大体3割前後ということで、非常にま

だ厳しい状況にある。これは、魚市場に行かれたときにお話をお聞きになったと思いますが、水揚げ量が大きく落ち込んでいるというお話ではあります。これが現状であります。

最後の柱として、「4 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進」について、簡単に説明をさせていただきます。

これにつきましては、28ページにありますように、対策のタスクフォースを復興大臣のもとにおきまして、各府省庁の局長クラスが入っております。これまで各種の取り組みを行っておりますが、その中で重要なのは、3番目の○にあります29年12月につくられました風評払拭・リスコミの強化戦略ということで、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来ってもらう」の3つの観点で事業を行っており、現在、この戦略に基づいてさまざまな事業を実施しているということであります。特に最近におきましては、31年4月、この4月に強化戦略のフォローアップを行いまして、復興大臣から国外への積極的な情報発信施策の着実な実施と来年度のしっかりした予算要求を指示しております。

29ページ、30ページは、その強化戦略の概要であります。例えば、「知ってもらう」につきましても、伝えるべき対象、内容、発信の工夫の仕方、具体的な施策、その他の取り組みについてかなり詳細に議論をしていただきました。これに基づいて事業を行っております。「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来ってもらう」についてやっております。

ちなみに最近の事業として、次のページを御覧いただきますと、紙媒体だけではなくて、最近インターネット等、メディアミックスによる情報発信が重要だということで、ことしになりまして、CMを全国放送とか、インターネット、メディアミックスとありまして、かなり大きな反響がございました。また、②であります。小さいころからこういう放射線の正しい知識を持っていただくことが重要ということで副読本をつくりまして、2番目の矢印にあります。既に1450万部を配布し、この活用を進めていただいているという状況にあります。その他ということで、きょうはお配りしてありませんが、各種のパフレット、さらに、「ふくしまを食べよう（LINEマンガ）」はわずか1週間で100万読了ということは、非常に大きな反響があったのではないかと思います。

それ以外にも、32ページにありますように、農林水産に関しましては、法律にも掲げましたように、しっかりと事業を行うということで、農産物の流通実態調査を今年度もやります。これに基づきまして、関係者に対して指導、助言文書を発出するとともに、PRに努めている。それとともに、輸入規制を行っている国が残念ながらまだかなりありますので、首脳・閣僚レベルの申し入れ、特に今回のサミットとか、そういうものを使いまして、早期解除の要請を各国にしております。また、復興庁独自の取り組みといたしまして、海外発信プロジェクトとして、大臣以下、大使館等にこちらから出向きまして、駐日大使、代表らと意見交換を実施し、福島の正しい知識を持っていただく。感謝とともに、そういうものを伝えるということでもありますし、先ほど申し上げたG20の会議とかも活用し、進めているという状況であります。

その後、33ページにも海外からの誘客の支援、こういうときにも、紙だけではなくイン

フルエンサーを使ったりとか、オンライン会社の旅行会社と提携をしたり、あとは、②にあります。重要な教育旅行、いわゆる修学旅行の回復に向けた施策ということでも、県としての取り組みとともに、復興庁としても、PTA関係者、これは全国大会に大臣が参りまして、福島県の実教育旅行の回復、放射線知識の理解促進に向けた情報発信を行っているということでもあります。

このようなことで、今、どういう成果といいますか、進捗があるかというのは34ページであります。まず、食べ物、農産品がどうなっているか。左下、ちょっと見にくい表で恐縮なのですが、米、牛肉、ヒラメ、あとは、果実、野菜等につきましては、震災直後は、価格は全国平均を非常に大きく下回る状況にありましたが、その後、徐々に縮小しているという状況なのですが、まだ差はございます。右側、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の数字でありますけれども、減少傾向にあるということでもあります。まだ一定程度の人はためらっていらっしゃるということもありますし、上に戻っていただきますと、輸入規制措置につきましては、54カ国・地域が当初は輸入規制措置を行っていましたが、うち32カ国が規制を撤廃し、20カ国が規制を緩和したというものがまだ残っているという状況であります。

36ページが宿泊者数であります。左側、外国人の宿泊者数、青森県を中心として、全国の青い線で、2010年に比べて3倍以上になります。福島県は、一番下でございますが、ようやく震災前はこの下の162%ということで、全国に比べるとまだかなり低い伸びだということが言えますし、右側の教育旅行につきましても、震災前、事故前の7割から8割という状況にまだとどまっているということでもあります。

こういうものを踏まえまして、最後、38ページであります。今後の対応の方向性として、今、考えておりますものが、以下の3点であります。1つは、避難指示の解除と帰還に向けた取り組みを拡充していくということで、一定程度、避難指示も解除しましたし、整備は進んでいるのですが、帰還意向のない住民の方もまだかなりいらっしゃるということで、帰還環境の整備とともに交流・関係人口の拡大や移住、いわゆるUJIターンのためのさらなる取り組みが必要ではないか。また、なりわい、産業の再生、農林水産業の再生につきましても、一定程度回復しましたが、まだ全国と比較するとそれぞれの事業・業種ともまだ低調ということで、イノベーション・コーストを構想とした産業集積とそれを支え根人材の育成・確保、官民チームによるきめ細かな支援、営農再開、林業、さらには水産業における本格的な操業再開をさらに進める必要があるのではないか。さらに、風評払拭・リスクコミュニケーション戦略につきましても、引き続きまだ残っている風評被害の対策を進める必要がある。特に海外における措置が必要ではないかということでもあります。

以上であります。ありがとうございました。

○秋池座長

どうもありがとうございました。

この後、2つ御説明をいただいた後に質疑と意見交換をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、経済産業省須藤大臣官房福島復興推進グループ長から、「福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積」及び「事故収束（廃炉・汚染水対策）」について、御説明をお願いいたします。10分ほどお願いできますでしょうか。

○経済産業省須藤グループ長

経済産業省の須藤でございます。

資料2に基づいて御説明申し上げます。

私の説明は、2つの観点から行います。一つは原発事故の収束、一つは産業再生・復興でございます。

2ページ、事故収束の関係でございますが、真ん中にあります中長期ロードマップをローリングしながら進めております。原発事故の収束はリスク低減活動でございますが、その活動の内容は下にございます。まずは、汚染水対策、燃料を取り出していくこと、燃料デブリ・溶け落ちた燃料を取り出していくこと、この3つの大きな側面、そして、その作業の中で出てくる廃棄物対策を行うということで、これをそれぞれロードマップに基づいて実施しているという状況でございます。

次の3ページに参ります。1号機から4号機の状況でございますが、恐縮でございますが、時間の関係もございますので、この絵で御覧いただきたいと思っております。1号機を御覧いただきますと、「使用済燃料プール」と書いてあるところがございます。先ほどお話しした燃料の取り出しの部分でございます。1号機は、まだ取り出しに至っておりませんので、この上の天井、オペレーティングフロアの掃除、片づけをしております。2号機、615体というものがございます。これは取り出しのための内部調査を行っているところでございます。3号機につきましては、燃料の取り出しを開始しておりまして、現在、566体中28体取り出しが終了しております。来年度の取り出し終了の予定でございます。4号機については、燃料の取り出しあるいはデブリはないという状況でございます。燃料デブリにつきましては、1号機、2号機、3号機とも残っております。今年度中にどの号機から取り出すかという初号機の決定をするという状況になってございます。

4ページ目を御覧いただきたいと思っております。汚染水対策の状況でございます。汚染水対策につきましては、「近づけない」、「漏らさない」、「取り除く」、この3つの基本方針で進めております。まず、汚染源に水を「近づけない」ということでございますが、汚染水の発生量、1日、540トン、540立米発生しておりましたけれども、現在ではその3分の1以下の170立米にまで低減してございます。まだ低減を図っていく必要がございます。汚染水を「漏らさない」ということにつきましては、タンク、これはボルトで締めるタン

クが最初のころは多かったのですが、今は溶接タンク、漏れないタンクにリプレースをしております、昨年度にリプレースを終了しております。なお、梅雨とか台風に備えた大雨対策について継続して実施しているところでございます。汚染源を「取り除く」ということで申し上げますと、発生した汚染水をいわゆるALPSという設備で浄化処理を実施してございます。下のほうに多核種除去設備等処理水、「ALPS処理水」といっておりますけれども、この処理水の取り扱いについては、新聞などでも御覧いただいているかと思っておりますけれども、現在、小委員会で対応について丁寧に検討を行っているところという状況でございます。以上が、事故収束の主な流れでございます。

続きまして、産業再生でございます。

6 ページを御覧いただきたいと思います。産業再生は、2つの柱で行っております。左側、事業・なりわいの再生です。元いらっしゃった方々の再生あるいはスモールビジネスをしっかりと応援していくということが左側。右側の福島イノベーション・コースト構想の推進のほうは、新たな産業を創出したり、新たな企業を呼び込んでくるということでございます。この2つの柱で産業再生に取り組んでおります。左側を御覧いただきたいと思いますが、事業・なりわいの再建の支援実績でございますが、復興庁から御紹介がありました官民合同チームは、相談窓口をつくって待っているということではなくて、こちらから戸別に出かけていくということを行っておりますけれども、5,300事業者、農家のほうは1,600農業者を戸別に訪問したところでございます。さらに、この戸別訪問をした5,300者の中からより深く対応するということで、コンサルティング支援を1,200者。地域の状況は大きく変わっておりますので、販路拡大が必要になってまいります。販路開拓支援を180者にやっております。この枠囲みの中で1つの例を御紹介させていただいておりますけれども、富岡町の「浜鶏（はまど〜り）らーめん」という商品が、JR東日本が先般実施しましたおみやげコンテストで、銀賞、第2位の賞をとっています。相双地区から全国に向けて新しい商品が創出されていくという状況が生まれてきております。この地域で重要なのは人材マッチングでございます。大きな人手不足がございまして、ここの部分、官民合同チームで力を入れてやっておりますが、昨年度は359人の採用実績がございましたが、ことはこれを500に拡大をしようということで実施をしております、今年度が始まってまだ4カ月でございますけれども、今のところは306人の採用に取りかかっております。これはこの地域の復興に大きなところとなっております。事業者、農業者という個別の事業者対応に加えまして、被災12市町村、まちづくりということで、面的な対応にも力を入れ始めてきておりますし、また、事業再開だけではなくて、創業支援というところも、特に今年度から力を入れて実施しているところでございます。右側、福島イノベーション・コースト構想、新しい産業の呼び込みあるいは創出のところでございます。復興庁から御紹介がありました福島イノベーション・コースト構想ですが、その中核施設であります福島ロボットテストフィールドは、来年春に全面開所の予定でございます。現在も多くの実験で、昨年度でも研究者は6,000人程度が既に入ってきているという状況でございます。さらには、

現在、世界最大規模の水電解装置を有する「福島水素エネルギー研究フィールド」を浪江町に建設中でありまして、来年の東京オリンピック・パラリンピックでは、福島県産の水素を活用した燃料電池バスを走らせることなどを目指しています。そのほか、復興庁から御紹介がありましたので詳細は割愛いたしますけれども、企業立地補助金、さらには実用化開発プロジェクトということでこの地域での研究開発の支援、さらにはそれを支える人材育成ということで「復興知」という事業を行っているところでございます。

次のページは、あくまで官民合同チームが回っている状況という中の限られたデータではございますけれども、事業再開の状況でございます。青紫色が帰還再開、元いた市町村で再開できている方が大体3割程度、赤紫色が移転再開、避難先ないしは近隣の市町村で再開されている方が24%、大体54%の方が再開をしておりますけれども、まだ未定という方がこのような数字でございます。37%。それから、引退という方もございまして、まだ多くの課題がある。あるいは、先ほど申し上げたような創業という形で新しいビジネスを生み出していくことが必要になってきているというのが現状でございます。

8ページ目を御覧いただきたいと思います。福島イノベーション・コースト構想の重点分野を真ん中に記載してございます。一つは廃炉でございます。福島第一原発の廃炉、1年間に2000億円近く of 金額がつぎ込まれておりますが、ここに地元企業等がどう参画していくか。ロボット、先ほど御紹介がございました福島ロボットテストフィールドがございまして、こうしたところも活用して、自由に実験をしていく。そして、新商品、新サービスを生み出していくということ。さらには、エネルギー、特にリサイクル的なことも含まれてきますけれども、再生可能エネルギーのそういった関連産業の創出。農林水産、残念ながら営農再開の率はそれほど高くはないわけですが、逆に言いますと、そこで新たな形の農業あるいは新たな形の土地集約という形で新しい農業が展開できないかということを目指しております。

この福島イノベーション・コースト構想ですが、構想を地に足の着いたものにしようということで、次の9ページ目でございます。福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真ということで、地元、地に足の着いたものにしようということで、今、地元等と連携しながら、具体の姿を描き始めています。上の右側にあります赤紫色の四角の中を御覧いただきたいと思いますけれども、キーワードは3つだと思っております。1つ目はあらゆるチャレンジが可能な地域ということで、福島ロボットテストフィールドの御紹介をしましたが、ここに実験が多く来ているのは、近隣の南相馬市や浪江町が、テストフィールドの外で実験をするときに、市町村が非常に協力的でございます。住民の皆さんも非常に協力的でございます。浜通りに行ったら実験できるぞという雰囲気をつくっていく、あらゆるチャレンジを可能にしていくというのが一つのキーワード。2つ目は、地域の企業が主役という形でございます。企業立地施策等で多くの企業が入ってきておりますけれども、ここと、もともといた地元の企業あるいは地元の人とうまく絡み合っていく。3つ目に構想を支える人材育成を目指しております。下の1でありますけれども、事

業再開支援だけではなくて、地元企業の経営力・技術力を伸ばしていく。2番目で、域外からの企業や研究・実証を呼び込んでいく。あるいは交流人口を拡大していく。さらに、地元企業と進出企業のマッチングを図るということを目指してございます。

飛ばしていただきまして、12ページ目、今後の対応の方向性に参ります。事故収束の関係でございます。上の●にございますが、「その際」というところで、廃炉に当たっては地域・社会とのコミュニケーションを一層強化しながら進めてまいります。その次の◆の1つ目の●でございますけれども、まだ解除になっていない地域がございます。特定復興再生拠点区域を来年から解除し始めていきますので、この解除に向けた取り組みを進めていく。あるいは、今は「被災地」といって一くくりに言える状況ではありませんので、各地域ごとの課題に応じて伴走型で対応していきたいというのが2つ目の●、2つ目の●は2正面作戦ということですから省略をさせていただきまして、3つ目の●でございますけれども、廃炉作業についても地元企業が積極的に参加できるようにやっていきたい。4つ目の●でございますけれども、青写真をしっかり書き込んで、地に足の着いた政策を行ってきたいというものでございます。

説明は、以上でございます。

○秋池座長

須藤様、ありがとうございました。

続けて、環境省森山環境再生・資源循環局次長から、「放射性物質の除去等」について御説明をお願いいたします。また10分ほどでお願いできればと思います。

○環境省森山次長

環境省の森山でございます。

資料3を御覧いただきたいと存じます。

まず、めくっていただきまして、環境再生事業は、環境省がこういった放射性物質の関係でやっていることの概要でございます。また、避難指示が発令されたところにつきましては、国がやるところ、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域という、除染という土のほうを除去することと、廃棄物の中身、2つがございます。これを直轄で環境省がやる部分と、市町村にやっていただいて、それをサポートする、そういう2つになっているところでございます。

2ページを御覧ください。法律がございまして、放射性物質汚染対処特別措置法でございますけれども、左側が土壌の除染という、土を剥ぐとか、掃除するとか、そういったところに伴いまして、放射性物質を除去していこうと。この中に、国が直接、環境省がやる除染特別地域というもの、下のほうは、やや線量が低いところにつきましては市町村側にやっていただくといった流れ。右のほうが廃棄物でございまして、これは瓦れきとか、建物を解体した場合のコンクリートとか、木材とか、そういった廃棄物の関係が右になります。

す。これについても、対策地域内廃棄物は環境省が直接対応する。それ以外のところの中で、線量が高いものについては環境省がやり、それ以外は市町村にやってもらおうといった枠組みになってございまして、この2頭立てで進めているところでございます。

3 ページを御覧ください。まず、流れでございすけれども、法律が2012年にできまして、土壌のほうは2015年から運搬を開始し、また、現場には環境省の出先をつくりまして、そこで本格的に対応していると。廃棄物につきましては、2017年、一昨年から廃棄物の搬入が開始をしてございます。2018年3月には、帰還困難区域を除きまして全ての市町村で除染が完了ということでございます。

4 ページでございすけれども、除染の状況でございますが、昨年3月までに全ての市町村で完了してございまして、これは福島県のみならず福島県以外もでございます。こういった状況になっているところでございます。ただし、帰還困難区域はこれからということでございます。

5 ページを御覧ください。ここに出てきました、主に土でございすけれども、これについては、仮置場というところにまずは置きまして、それを中間貯蔵に運びながらきれいにしていくということで、ピーク時は1,100ぐらい仮置場があったわけでございますが、これが徐々に減ってございまして、現在は800程度ぐらいに来ている。上に写真がございすけれども、平均で大体1カ所に1万個ぐらい、「フレキシブルコンテナ」と呼んでいますけれども、こういうものがあるのですけれども、これを運び終えたら、原状回復し、地域の方の御意見を聞きながら、農地として戻すとか、そういった作業をしているところでございます。

6 ページを御覧ください。こういった仮置場のものは、中間貯蔵地、これは福島第一原発の周辺に1,600ヘクタールの場所を想定しまして、地元にもそういった受け入れをお願いしているところでございすけれども、ここに県内から運び込んでいるということでございます。福島県内のものは中間貯蔵に運びながら、それ以外の県は各自で処理してもらおうという仕組みになってございます。現在、昨年までに、青い市町村は福島県内で終わってございますが、今年度は黄色い市町村のそういったフレキシブルコンテナを運んでいるといったところでございまして、現在、1400万立米が全体にある中で367万立米程度が搬入を完了しているという状況でございます。安全に確保しながら進めているわけでございます。

7 ページを御覧ください。そこにグラフがございすけれども、2015年から運びながら、だんだんペースを上げてきてございまして、2019年度は400万立米を運ぶ予定で考えてございますが、ほぼ順調に運んでいるということございまして、累計では367万立米、これが7月まででございすけれども、これを、来年、再来年、400万程度を維持していけば、1400万についてはおおむね中間貯蔵施設への搬入が終わるということでございます。

8 ページでございすけれども、中間貯蔵施設でございますが、福島第一原発のへりに用地を買ってございまして、全体で7割程度の用地が買えてございすけれども、残りの

ところには道路とか公園もございますので、そういう意味でいきますとかなりの部分が買えてございまして、整備は順調に進める状況になっているところでございます。

9 ページを御覧ください。そこで何が行われているかといいますと、10 トンダンプで運びながら、入れたものの汚物を取るとか、そういったいわゆるリサイクル的な作業をしまして、それを土壌貯蔵施設に入れて埋めているといった状況でございます。

10 ページを御覧ください。入れたものにつきましては、これは中間貯蔵でございますので、30 年後に県外最終処分ということが法律に決めてございまして、これについて全部持っていくのはなかなか難しゅうございますので、箱にございますように、全体の量、最終処分量を減らすために、再生利用をやっているということとは決めてございまして、このために必要な技術開発とか、工程表をつくって進めているところでございます。概念図の下にございますけれども、上が入れた情報でございますけれども、再生利用を進めていく中で最終処分量を減らしているという計画でございます。

11 ページを御覧ください。具体的にどういうところで再生利用をしているかといいますと、今、具体的に動いていますものが飯館村で、これはいわゆる帰還困難区域の特定復興再生拠点のところでございますけれども、出てきた土を再生資材化して、それを使いながら農地を造成しているということでございまして、現在、具体的な現場で実証事業を行いながら、来年度にも本格的な農地の造成工事に入っているというところで進めているところでございます。

12 ページを御覧ください。今度は廃棄物の関係でございますけれども、まず、福島県内で出てきた廃棄物につきましては、基本的に各市町村に焼却炉をつくりまして、これを燃やすとか、そういったことで処理を進めているところでございます。

13 ページ、燃やしたものの最終処分がございまして、これにつきましては富岡町の特定廃棄物処理施設を整備しまして、ここの搬入が、今、順調に進んでいるところでございます。

14 ページを御覧ください。福島県外の除去土壌でございますけれども、ここの除染については完了してございますが、全体で50 万立米程度の土壌があるところでございますが、現在、市町村において適切に完了しているということでございます。これにつきましては、いずれ最終的な処分をどうするかということにつきまして、いろいろな専門家と勉強をしながら、それを踏まえながらやっていただくという段取りでございます。

15 ページを御覧ください。県外の廃棄物、具体的に、わらとか、燃やしたところの灰とかはございますけれども、これについては、特に量が多いのが、宮城、栃木、千葉、茨城、群馬でございまして、それぞれ県の状況を踏まえながら対応してございまして、例えば、宮城、栃木、千葉では、長期管理施設を1 か所につくっているという方向を出しながら、なかなかその意見集約ができなくて、それを踏まえながら、それぞれ県の事情を踏まえながら、できることからやっていこうということで、対応を進めているというところでございます。

16ページでございますけれども、今後の取り組みの方向でございますけれども、まず、1つ目が中間貯蔵施設にしっかり運び込んで、仮置場を回復していこうということでございます。2つ目のチェックでございますけれども、2021年度までにはおおむね搬入を完了させていこうと。その上で、原状回復をしっかりサポートをしていこうということでございます。その上で、中間貯蔵施設の管理をしっかりやっていこうということ。

17ページでございますけれども、除去土壌の処分につきましては、まず、県内のものにつきましては、その搬入をしながら、その上で再生利用についての段取りを実証事業等も含めて進めていこうと。県外につきましても、その処分についての管理をしてもらいながら、その対応についても考えていく。廃棄物の関係でございますけれども、県内のものにつきましては、今の廃棄物施設に着実に運んでいくということ。県外の指定廃棄物につきましても、必要な取り組みを県と連携しながら対応していこうと考えてございます。

以上でございます。

○秋池座長

森山次長、ありがとうございました。

それでは、以上、3つの説明につきまして、御質問や御意見をお願いしたいと思います。それぞれ関連するところもございますので、どこからということではなくて、御発言いただければと思います。

田村先生、お願いします。

○田村委員

ありがとうございました。

全体像が短い時間で皆さんのお話でよくわかりました。多分、ここはこれから全体の復興の様子をわかりやすく整理をして、国民の皆様に発信し、かつ、残っている課題を明らかにする場なのかなという理解で申し上げて、福島に関してはなかなか厳しいことがいろいろあってとも思っていたのですけれども、きょう、お聞きしていると、キーワードとしては、東日本全体がそうなのですけれども、まさに再生なのかなと。言葉をどう選ぶかなのですけれども、一度とまってしまったり、ある程度失われてしまった機能を皆さん方が取り戻されて、かつ、生まれ変わって新しいものになっていくというのが、一つキーワードになるのかなともお聞きしました。

これまでの災害の復興と比較するとなると、どうしても一番大きいのは阪神・淡路なのかなと思うので、そことの比較で少しお話をすると、阪神・淡路のときは、どうしてもやられたのが社会基盤とインフラというところの再生がまず基盤にあったと思うのですけれども、福島の場合は、その前になるのか、その下支えになるのか、まず、自然環境の再生というところが一つ大きくなって、それが新しいですね。もちろん、阪神・淡路のときも神戸の自然環境を無視していたわけではないと思うのですけれども、そこをそんなに注力

されていたわけではないので、そこが新しく加わって、自然環境の再生というのが新しく東日本で生まれた課題であったということです。

町について、ローカルな経済については、阪神・淡路と同じように御努力をされているのですけれども、その中で阪神・淡路では逆になし得なかった全国規模の、ローカルではない意味での経済再生というところで、イノベーションを生み出すための新しい環境を経産省さんなどでいろいろと企画をされておやりになっていると。新しいものが生まれるという、これにすごくフィーチャーすると、逆にこれまでの町場での復興ではなし得なかったような新規の目玉ができてくるのかなと思いますので、そのあたりを強調していくとよいのかなとお聞きしました。

ただ、1点、阪神・淡路と比べてお話としてほとんど出てこなかったのが、人々の個人の生活の再建とか再生については、まだ人が戻っている途中なので、余り個々の課題、例えばお一人お一人の心と体、もちろんあるのでしょうけれども、健康だとか、そういうところは余りフィーチャーもされなかったですし、基盤としてなりわいを復旧はされているのですけれども、個々の生活が成り立っているかみたいなお話もなくて、そこは逆に厳しいのであれば厳しいと言ったほうがいいのかとも思ったのですけれども、いかがでしょうかというところですよ。

ただ、この数字を見ていただいて、何割とおっしゃっていて戻る人たち、実は山古志の復興なのですけれども、半分から3分の2は戻っていないのです。今、私のあれなのではっきりした数字ではございませんけれども、なので、ある程度非常に激しく被災したところについて、福島以外でも実は戻れなかったところはたくさんあるので、余り言いわけにはならず、残っていらっしゃったり、戻っていらっしゃる方の復興については、逆に山古志に残ってあの場所で生活を続けていらっしゃる方たちと比較をして、いいのだから悪いのだからというところにスポットを当てないと難しいのかなと。多分、岩手や宮城はそこにスポットが当たってくると思いますので、課題ならば課題として、そこは逆に言いたいなと思ってお聞きをしました。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

今の件につきまして、よろしいですか。

○小山統括官

今、お話のあった件ですが、心のケアとか個人の生活につきまして、もちろん福島も問題はございますけれども、津波被災地域におきましても、非常に多くの方が亡くなられたり、行方不明になられている、さらには高齢化が進んでいるということもありまして、心のケアの問題につきまして非常に重要な問題だと思っております。これは福島だけの問

題ではないので、多分、この後の回でも取り上げられるのではないかと思います。

○経済産業省須藤グループ長

福島に特有の問題として、放射線の相談があろうかと思います。御不安があろうかと思いますので、内閣府の支援チームと環境省のほうで、放射線相談員制度というものをつくっております。逆に放射線の相談でお聞きしていると生活の悩みが出てくることがありますので、生活の悩みをお聞きしている中で放射線の御不安が出てくることがありますので、この心のケアについては、特に重要な課題だと思いながらやらせていただいております。

また、先ほど御紹介いたしました経産省関連の事業でも、官民合同チームは全社回る勢いでやっておりますけれども、中にはやめられる方がいて、やめられる事業者さんが安心してやめられる生活相談ですね。このようなことも今回はチャレンジをしております。全員が戻って再開をされるわけではありませんので、まさに一番基本になっていくものかと思っておりますので、このあたりは、きょうは説明を割愛してしまいましたけれども、特に重点として取り組んでいるところでございます。

○秋池座長

ありがとうございます。

それでは、ほかの方、いかがでしょうか。

藤沢委員、お願いします。

○藤沢委員

藤沢でございます。4点申し上げたいと思います。

まず、復興庁の避難指示の解除と帰還に向けた取り組みの拡充に関する点について、住民意向調査を見ると、帰還の実現に時間を要している自治体では、戻らない住民の割合が増えていたり、戻ると考えている方が減少傾向にあたりすると理解しています。

そうした中で、今後に向けてさらなる帰還のサポートをお願いしたいのですが、同時にこの地域の復興を考えたときに、当時お住まいではなかったけれども、新しくこの地域に移住してくる方をいかに増やしていくかが課題と感じています。

まちづくりにおける非常に深いテーマかと思いますが、一般的に旧住民と新住民というのはニーズが異なります。これも一般的にですが、旧住民の方は地域のコミュニティを非常に重視される一方、新しく入って来られた方は若い方が多いというのもあり、仕事や、教育、あるいは買い物と言った、機能的なものを求められる。

今後、まずは帰還される方をサポートするということは前提にしながら、同時に少しずつ新しく来られた方のニーズにも応えていくことが大事だと考えています。それぞれの求めるものの違いを認識しながら、移住者にとっても住みやすい、住みたくなるような地域を目指していただくことが大事だと感じております。

2点目は、事業者、農林漁業者の再建に関する点です。福島視察に同行させていただき、小名浜の魚市場にお邪魔して魚市場の簡単ではない状況を伺いました。大変印象的だったのが、小名浜はカツオで有名ですが、カツオの水揚げ量が1～2割に減っている一方、同時にサバが倍以上獲れているというお話でした。カツオの水揚げ量の減少は風評というより、環境の変化によるものが大きく不漁が続いているとのことでした。RCFは岩手県の支援事業が多いのですが、岩手でも山田町では、イカなどが大変な不漁になっていてと聞き、三陸地域全体の環境変化が進んでいるなということを近年感じております。

そうした中で、風評被害ももちろん大きな要因としてあるかと思いますが、同時にそういった産業状況が大きく変化していることも論点だと思っています。魚市場の方に変化の原因を伺ったのですが、明確な根拠を出すのは難しいようでした。なかなか一地域の魚市場等で状況を全て把握するのは簡単ではないように思いますので、場合によっては県の場合もあるかと思いますが、政府としても、この地域の産業状況がどう変化しているのかも議論していただければと思います。

農業でもどんどん温暖化が進み、トマトの栽培などが北進している中で、福島や岩手でもトマト栽培が大変注目されていると理解しておりますし、農業、水産業、林業全体で近年の環境変化に基づいて、この地域がどういった産業を目指すべきかといった視点も分析が重要と感じております。

3点目は、福島イノベーション・コーストに関してです。イノベーション・コースト構想は非常に重要だと感じており、この地域でこれまでの原発関連産業に代わる形の産業がこの地域にとっては重要だと思っており、このあたりが進むことが大事だと感じています。課題はこうした部分の担い手が地域ではなかなか限られている現状があることです。私はNPO関連が専門ですが、現地のNPOと話をしていると、さまざまな補助金や支援を受けられる団体はかなり限られており、特定の団体に多く集中していて、キャパシティオーバーになっている状況があるなと感じております。

しかし、そういった地元の中間組織あるいはNPOは、今後の復興においても、こうした整備をする上でも大変重要な役割を担うと感じており、そういった方々が疲弊しない形を見つけていく必要があります。これは東北全体においても、被災直後、NPO等に過度な支援金が集まり、結果として組織が破綻してしまったケースも見てきました。そういった意味で、各団体のキャパシティを官民合同チームなどがよくご理解いただいて、適切な補助、サポートをしていただきたいと考えています。また、人材面での支援、特に事務的な部分で相当な負担があると感じておりますので、地元の団体と伴走しながら、彼らが潰れないような丁寧なサポートをぜひお願いしたいと思います。

NPOに限らず、例えばコンサルティング会社など、最終的に地元でそういった事業者支援を担うような個人や専門家が残ることが大事だと思っています。東京から来る方に比べれば多少経験値が少なくかもしれませんが、そうした地元の方が今後長く続く福島の復興の産業支援も担うことになりますので、地元の専門家、中間組織のサポートやフォローをぜひ

ひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

他の委員はいかがでしょうか。

松本委員、お願いします。

○松本委員

るる御説明いただいた除染のことについても、または廃棄物の処理のことについても、私も福島県内で広く事業運営にもまだ携わっておりますけれども、大変な御苦勞が、並々ならぬ御苦勞があったと私どもも認識しておりますし、多分、福島の方々の多くもそのように認識をなさっておられるのではないかと思います。

一方、避難区域解除になっても帰還が進まない。この問題については、今後も正直なところ、帰還が余り期待できない状況の中で、帰還にこだわらず外部からの移住者をふやすという観点でイノベーション・コースト構想が本当の意味で成功裏に導かれていくということを祈っておりますし、これまでそれに向けて皆さん方や福島の人たちが取り組んできたことは、総括としても評価すべきことなのではないかと思います。

主にきょう、福島の話なので、続けて福島のことについてお話ししますが、福島県の県庁の方がおっしゃっていましたが、風評の払拭と風化は裏返しであるというジレンマがありますと。まさにおっしゃるとおりだなと思っているのですけれども、風評は払拭されなければいけませんが、しかし、風化は起こしたくない。そこをどうバランスをとるのか。非常にデリケートな事柄で難しい課題ではあります。

それと関連することで、復興施策の中で何年か前からリスクコミュニケーションという言葉が大分使って、一般の方々に説明をしてきた経緯があるわけです。このリスクコミュニケーションという言葉、実は私は委員会でも少し触れたのですけれども、今となってはというか、何年か前からもう既に余り適切な言葉ではなかったのではないかと。

これは総括として、総括のワーキンググループなので申し上げているのですけれども、リスクコミュニケーションという言葉は、そのころ、まだ空間線量が避難区域でなくても一部高いところがあったりしたところにリスクを説明しようということで考えられた、設定された言葉なわけです。そのころはまだ、それこそ汚染水もよく新聞報道をにぎわせていたような時期でもありましたし、恐らく核燃料がプール内でどんな状況にあるのかもまだ判然としなかったようなところに、何年前だったのか私はよく覚えていないのですが、風評の払拭とリスクコミュニケーションという言葉遣いをしたのですけれども、総括としては、これを早目に終えて安全であるということを正確に適切に説明するというにもっと早く軸足を移していれば、風評の問題も大分現時点における様相は違っていたのではないかと

という、そんな一種の反省を胸に抱いておるわけでございます。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

もしこの段階で何かおありでしたら。よろしいですか。最後に皆様の御意見を聞いた後でも、リスクコミュニケーションという言葉の使い方で何かあればお教えてください。

それでは、ほかの委員、いかがでしょうか。

白波瀬委員、お願いいたします。

○白波瀬委員

御説明ありがとうございました。

こういう形で報告していただきますと、田村委員ではないのですが、かなり進んでいるというのは、いつも再確認させられるのです。その一方で、最終的な取りまとめかということ考えた場合に、読者層というのは誰かということになると、もちろん当事者の方々もそうですが、国民一般ということは常に忘れてはいけないわけで、そのところのバランス感覚が最後の落としどころになってくるのではないかと感じているのです。

ですから、ハード面云々になると数字も出やすいので、出やすいところの到達度も見えやすい。しかしながら、見えにくいところをいかにバランスよく提示していくかがすごく重要なところで、もちろん何事についても不十分なところが多いわけなので、そこを余りいいことばかりではないのだというところはあえて自覚しながら、取りまとめというものがなされるべきかと、いつも大枠のところを考えるわけであります。

そういう意味で、田村委員からも人がなかなか見えにくいということで、きょうはこういう形での御報告だったので次の機会にということだとは思いますが、まず、質問なのですが、これまでの取り組みというところで、具体的に何名の人が帰ってきているかということもあるのですが、新たに入ってきたのかという現状の数字が、完璧でなくてもわかったほうがありがたいかなというのが一つあります。

数字の正確さについては、本当にいろいろなところでカウントの仕方が違いますので、それはそれで置いておいてということなのですが、バックアップデータとしては教えてもらいたいというか、これは委員の皆さんもそうなのですが、戻ってくる方だけではなくて、新しくというところで再生というところを考えた場合に、実際に今の段階でどれだけ流入し、そこでとどまっていたか。一時的には来るけれども、また帰るというところが、もしかしたら意外と多いかもしれないというところがあったりすると、そこは数字の上で余りごまかさないでというか、見せていただくのがよろしいかなと感じたりします。

そういう意味で、数は少ないですけども、そこにとどまっている子供たちがいるので、子供たちの状況についても少し丁寧な統計が欲しいというか、幼い子もいるけれども、中高で、気になるところは進学率、次のところで、どういう形で仕事を持っていくのか、そのときに奨学金等はどういう形で教育面で考慮しているのかといったところは、今いる子供たちの支援という点では非常に重要なところだと思います。その観点は、ぜひデータとしても出していただきたいと思います。

今、教育ということにしたので、風評被害については中身が見えないところがすごくあると思いますので、これだけは正確な教育、これも小学校のときから社会科か何かで、防災も含めてですけども、こういう災害の事実について、あるいは放射線のことを再生エネルギーとともに議論していただくというのかな。そういう科目があるとすごくいいなと、次の世代の子のことを考えるとと思います。

イノベーションのことはすごくいいと思っていて、福島については、産業は最先端研究も含めたここではないかとすごく感じています。ですから、そういう形で、最先端を担う研究者とか、その周りの人たちに行ってもらうためには、彼らも若手は家族を持つので、その家族を持つ若手の研究者に安心して生活してもらえるようなというか、具体的な想定の中でイメージを積み上げていただけるといいのかと。

外向けの説明は別問題としても、イノベーションといったときに、大変申しわけないですけども、この資料2の8ページのイノベーション・コースト構想がすごく一元的というか、想像力をかき立てられないみたいな、もっと何かあるのではないかとというか、そういうところが見えるような資料とか御紹介をしていただけるとすごくありがたいと思いますし、全国の大学との連携も不可欠ですから、そういう動的なつながりがわかるような説明資料があるといいのではないかと思います。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

姥浦先生、いかがですか。

○姥浦委員

2点だけなのですが、まず1点目が、恐らく田村委員もおっしゃったような気がしたのですけども、戻った人だけではなくて、戻らなかった人がどうなのかというところがほとんど書かれていないので、私は福島は余りよくわかっていないのですが、これは国としてではなくて東電の話になるのかもしれませんが、一般国民からすると、余りその違いがよくわからないわけでして、ですので、ひょっとしたらそれも含めてなのかもしれませんが、そのあたりについてもう少し資料があったほうがよかったかなという気がいたしました。

2点目が、効果があったものとなかったものと、どれがどういうふうに効果があったのかというところがもうちょっと見えるといいなという気がいたしました。全体として、あれもやりました、これもやりました、そして、こうなっていますということなのですからけれども、恐らく一つ一つの施策の中でどういう課題があったのかというあたりを検討されていると思うのですけれども、そのあたりの効果という部分の因果関係が見えづらい形になっているというか、そういう部分があるのかなという気がいたしました。これからさらに進めていくべきところがどこなのかとか、反省してというか、これは余り意味がなかったとまでは言いませんけれども、効果が薄かったので転換していこうだとかというところがあるもう少し見えるといいかなという気がいたしました。

全体的な話ですが、以上です。

○秋池座長

どうもありがとうございます。

では、増田先生、お願いします。

○増田座長代理

ありがとうございます。

きょうは原子力災害ということなのですが、福島の場合には、福島特措法が特別につくられたと。その法律の目的は、そこの中に書かれていますが、福島が置かれた特殊な諸事情をきちんと勘案しなさいと。それから、国の社会的責任ということが法律の中に書かれていて、福島については、このように法律の文言が指摘しているようなことを十分踏まえて、これからの復興を考えていく必要があると思います。

したがって、要は、原子力災害は本邦では全く初めての本邦初演の話でありますので、それについての復興についても過去との比較ができない。それから、今回の東日本大震災によりもたらされた広大な被害がありますけれども、岩手、宮城とも違うと。だからこそ福島の特措法をあえてつくったのだらうと思うので、比較してはだめだという意味ではなくて、その評価軸というか、座標軸というか、例えば福島で実際に双葉は全然戻っていませんし、大熊はごくごく一部であって、もう戻りませんという意向を示している人は非常に多いは多いのですが、戻る人の部分だけ町を復興するのかということ、多分そうではない。特殊な諸事情と法律でも書かれていますが、それであっても、原子力災害によりもたらされた被害を極力低減するという意味で、3.11の時点で福島にいた人全員を視野に入れて、その時点にできるだけ近づける。福島はそこまでやらないと私はいけなと。極論をすれば、そういう考え方でこの福島については復興を考えていく必要があるのではないかと。

したがって、国もより深くコミットしていかなければいけませんし、今回そういうふうにしてやってきたからこそ、私も先般見ました小名浜の魚市場であそこまで放射線の検査

をして、水俣もまだ検査をあれ以来、現在もやっておりますので、こちらも100年、200年とずっと続ける覚悟でやらなくてはいけないと思いますけれども、そういう国のコミットをより深くしていく。それから、長期の時間軸が必要だと。そういうことで、これからも取り組む必要があるのではないかと思います。

どうしても放射線ということですと、科学的知見だとか、安全性だとか、データとかということを根拠に、一つ一つその効果なり、やってきたことをはかっていくことが必要であって、先ほど白波瀬委員が学力の話をされていましたが、私も一つは健康被害。これについても超長期の評価が必要になりますので、これからも必要なデータを全部取りそろえて、超長期にわたって評価をしていく。

学力についても、この間行きました福島未来学園がありましたが、とてもいい高校ができたと思うのですが、たしかあのとき5つ高校があって、全部なくなって、それで相当高校生は不便をしながら勉学に励んで、最近、福島未来学園ができた。たしかそういう経緯だったと思うので、高校生の学力がどうなっているのかとか、就職がどうなのかということも超長期にきちんと評価して行って、高校生だけではなくて、もちろん小中もそうなのだと思いますけれども、それでそういうところにレベル低下がないようにしていくことが必要ではないかと思います。

当然のことながら、双葉、大熊だけではなくて、ほかのところも帰還を諦めた方の割合がほかの地域よりは高いというのが原子力災害の特色だと思いますので、当然、そうであれば他の人々を呼び込むということをより強化して取り組んでいく必要がある。これはもう皆さんおっしゃっていることでそのとおりなのですが、それと同時に、先ほど姥浦委員もおっしゃっていましたが、3.11の時点で福島に居住していた、結局帰還は諦めたという方が相当全国にいらっしゃるはずで、どちらかというときょうの資料も、我々の視点も、福島というあのエリアで今どうなっているかという、そのところにとらわれがちなのですが、実は結局諦めて福島とか郡山のほうで生活を再開した人もいらっしゃるし、他県に出ていった人もいます。結局、他県に移る人たちが捨てたということではなくて、やむを得ず出ていかざるを得なかったということだと思います。もちろん何をするとかということではなくて、そういう方が相当いらっしゃることを念頭に福島の区域のエリアがどうよくなるのか。それから、そういうほかにいらっしゃる人に対しても、常に気持ちは通っているぐらいのつもりで復興に取り組んでいく必要があるのではないかと、このように思います。

以上です。

○秋池座長

どうもありがとうございます。

まだ少し時間がありますが、ほかの方の御意見等を伺った上で、何かまたおありの方はいらっしゃいますか。

藤沢さん。

○藤沢委員

藤沢でございます。

避難者、福島に戻ってこられない方々のお話がありましたので、私もその観点で補足しておきたいと思います。

今、東北全体で避難者は5万人で、そのうち東北3県以外に避難している方が3.5万人、そのうち福島から避難している方が3万人ということで、3万人ほどの方は福島県から全国に避難をされていると理解をしております。私も富岡町から避難されて東京にいる方にお話を伺ったことがあるのですが、印象的だったのは戻りたくないわけではないとおっしゃっていたことです。戻りたくないと思っている人は一人もいなくて、本当は戻りたいが、戻れないのだということをおっしゃっていたのは大変印象的でした。皆さん故郷を捨てたという思いはなく、どうしても当時は事故の影響が大きく、生活環境や仕事などトータルで考えてなかなか戻れないという方が多いと感じています。

この3万人という数字は、そういった背景を考えると帰還政策だけでは減らせない数字だと思っています。もちろん3万人の中には多様な方がいらっしゃり、多分に御苦労されている方も多いということは想像にかたくなく、そういった方々をどう考えていくのかは大変難しい課題ではありますが、国としてはぜひ見落としなく取り組んでいただきたいと思います。

合わせて視察に伺って印象的だったのは、双葉町の副町長が、彼らにとっては復興というのはまだ始まっておらず、これからスタートなのですよというお話をされていたことです。大熊町とも、あるいはほかの12市町村とも状況が相当違うのだということはかなり強い口調でおっしゃっていたのが印象的でした。

そういった意味では、どうしても東京からはメディアを含めて、「福島12市町村」と大きく括っけてしまいがちなのですが、その中でも相当に多様な状況があることを改めて実感しました。特に双葉町はまだ誰一人も帰還できていないというところがありますので、そういった状況も含めて、市町ごとの個別状況を踏まえた支援をぜひ検討すべきだと感じております。

以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほかの委員は何かおありですか。

○松本委員

私の理解では、少なくとも発電所の事故の事故処理のことなどについて何か総括すると

か、そういう役割はないということだと思います。しかし、先ほど増田先生がおっしゃったように、その事故の時点でその地域に住んでいた住民の方々一人一人をもとに戻すならなんなり、そこを支援していくということが復興施策であると考ええるということであるならば、非常に短期的な避難、3.11の直後に起こった避難、または、その後の一時帰還とか、その後の一時的な避難所での生活、または恒久的な住宅での生活、そんなふうにしてあのときは推移していったと思うのですけれども、そこを振り返って今後の参考になるように整理しておく必要はあるのかなと思いました。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほか、おありでしょうか。

菊地参事官。

○菊地参事官

事務局からです。

被災されたお子さんの関係の支援ですとか、福島から県外へ避難されている方、仮設住宅であつたりする方もいらっしゃいます。そういった方のソフト対策については、第3回、次回において「被災者支援」という項目を設けておりまして、そこで、岩手、宮城、地震・津波地域の被災者の方にとどまらず、原子力災害地域の関係の被災者の方の心のケアとか仮設住宅の解消に向けた取り組みとか、見守り、コミュニティー再生支援、そういったテーマで取り扱う予定としております。子供への支援も含めてやる予定になっておりますので、そこに向けて、本日いただいた問題意識にもお答えができるような資料を調整してまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

田村委員、お願いします。

○田村委員

では、次回を楽しみにしておりますということと、先ほど問題提起がありました、いわゆる風評被害。そういう意味では、先ほどは言わなかったのですけれども、今回の被害は揺れ、津波、事故、風評というのが同じぐらい、揺れがもしかすると目立たなくて、揺れの被害の被災地には大変申しわけないことになっているのも実態だと。多分、普通の災害であれば同じように騒がれているのですけれども、実は我慢していただいていると思うので、その4つが被害の大きな外力であったというのは、どこかに書かないといけないのか

などと思います。

風評自体は、福島だけにかかわらず、どんな災害でも実は全部あって、観光客が減ったりだとか、食べ物が売れなくなってしまうことはあります。中越沖の建屋が燃えただけの被害でも、実は知事は海に入って魚を食べるパフォーマンスをするのですけれども、あれでも随分長い間魚が売れなくて、あの後、大河ドラマをやって、「愛」と書いたもの、何でしたか。あれをやって観光客が戻るのです。だから、多分に見えないところの皆さんが思い描いてしまうイメージとしての被害をどう払拭するかというのは、もちろん放射能であればそれが顕著ではあるのですけれども、災害全体の問題であって、これを教訓にすごく議論が深まることは、全体に貢献ができることだというようなポジティブな捉え方で、先ほどお話があった時系列的に一体どういうふうに情報を出していけばよかったのか、それは福島だけではないのではないかというトーンも必要ではないかとお聞きしていました。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。私が発言してはいけないような気もしつつ、時間があるので1つだけなのですが、資料ではいろいろな数字を示していただいているのですけれども、乾いた数字の裏にある事象というのが見えたと、総括という意味でも、これからの施策をより効果的に行うためにも役に立つのではないかと考えております。

例えば復興庁さんの資料1の25ページ、26ページあたりには、出荷量の推移等が出ていますのですけれども、25ページの右側でいったときに、全国に比べて大分福島にかかわる12市町村、双葉町の出荷額は低くなっているのです。例えばこれは人が帰ってこられていないから出荷額が減っているのか、風評被害によって単価が落ちてしまうことによって減っているのか、あるいは、せっかく作っても売れないからやめてしまうということもあってなっているのかとか、この問いに対して今お答えいただく必要はないのですけれども、そういったことも少し見えてくると、打ち手というか、施策というもののより効果のあるものにつながっていくのではないのでしょうか。今申し上げたのは一つの例ですけれども、ほかにもそういったところはあるのではないかと思います。

お願いします。

○増田座長代理

時間があると聞いたので、済みません。次回以降も岩手、宮城も含めてもそうかもしれませんが、特に福島の場合には、個々の人の立場に立って、例えば生活だとかかなりいい、それをまとめてそれまで営まれていた企業とか産業がどうなっていったか。それが一番重要なところですから、そこに照らして行ってきた施策が適切であったのかどうか。その評価は一番重要視してやらなければいけないということだと思うのです。

しかし、逆に8年、あるいはもう9年近くたつ中で、一番大事な個人だとか、そういうところに基軸を置いた評価だけではなくて、例えば、各自治体、この場合は市町村ですが、市町村の機能が当然のことながら大打撃を受けて、他県から相当派遣をいただきつつ、その行政機能を維持しているというか、回復して維持しているのですが、それで本来行われるべきものが相当毀損されていると思うので、そういう行政の特に基礎自治体の機能が一体どのように初年度、2年度がだめになって、それがやっと最近どう回復してきたのか。そういう視点で、別に回復していなければ回復していないで、そのあたりのリアルな評価は一方でまた必要ではないか。

それと同じように、官とか行政は最後でいいと思うのですが、例えば社会保障で、どの地域もそれをどうやって維持するのが大変重要で、医療水準ももちろんそうですが、特に介護です。高齢者が多い地域ですから、ケアの問題です。それから、もちろん社会保障の中には幼児教育だとか、そういうことも全部含まれての概念に広がっていますので、先ほどの学力ということもありますけれども、子育てなどがどうなっているか。

そういう形で、一人一人とか、それをまとめた企業とか、そういうことと同時に、もう少し大ぐりで、自治体機能だとか、あるいは社会保障の中でも医療・介護、年金は国のほうで別だと思いますが、子育てなど、そういう目で見ると他の地域とどういうふうになっている、あるいはこの8年の間にそこがどう回復してきたとか、そういう評価もあってしかるべきではないかと。これは考えようによっては、岩手、宮城も全部共通する話かもしれませんが、特に被災地は打撃が大きいので、そういう評価というものもそろそろ出てきていいのではないかと思います。

○秋池座長

ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

おのこの取り組みに対して全体像が見えるということも大事かと思っていますので、またこの先、いろいろな議論も皆様とさせていただきながら、よりよい総括となるように取り組んでいければと思います。

それでは、何か今のところで御意見などがありましたら、お願いします。

○小山統括官

では、幾つか御質問、御指摘がありましたので、答えられる範囲で答えさせていただきたいと思います。

まず、帰還された方、帰還されようとしている方については、ある程度、今回資料をお示ししましたが、実は帰還しないと決めている方についてもいろいろとアンケートを実施しておりまして、資料のページ数の関係上、今回は入れておりませんでしたが、一番多いのは、既に避難先で自宅を購入してしまったからというのが、町によって5割から6割を

占めておると。あとは、避難先のほうが生活利便性が高いというのが2位に来ております。第3位以下はこれから帰るかどうかなを決めるという判断にも近いのですが、医療環境に不安があるとか、社会福祉サービス、介護福祉サービスに不安があるからというところがございます。また、これを年代別に見ると、若い方ですと子供の教育環境が御心配ということも出ておりますので、必要に応じて、また資料等もお渡しさせていただければと思います。

転入者、移住を進めるための施策ということで、実は今、12市町村の将来像というものをつくっておるのですが、その中でも今年度からいろいろと関連する調査をしております。特に福島に関連の深いと思われる方、関係人口を抽出しまして、どうすれば帰っていただけるのかということもまさに調査をしているところでありますので、そういうものも生かしながら、次の施策をしっかりと考えてまいりたいと思います。

人口の転入者の数があつたほうがいいのではないかと。まさにそのとおりだと思います。何かやりたいと思うのですが、ただ、町によっては、そういうことをわざと意図的に出していらっしゃらない市町村もありまして、その地域、区域の事情も勘案しながら、可能な範囲で対応させていただきたいと思います。

また、リスクコミュニケーションという言葉につきましても、きょういただいた御指摘も踏まえて今後どうするか、中でも検討させていただきたいと思います。単に風評払拭に限らず、放射線の正しい知識を持ってもらうためには、そういう言葉があつたほうがいいのではないかと考えることもあるかと思います。特に小学生のころから正しい知識を持っていただくということで、先ほどこちょっとだけお話しいたしましたが、小中学生全部の方に、1450万人の全員にわかりやすいものを、小学生用と中高生用と分けたのですが、今年度配付いたしました。いかに活用してもらうかということを今、文部科学省とも話をさせていただいてまして、そういう中では単に風評払拭というだけではない部分は含まれているのではないかと思います。ですから、リスクコミュニケーションという言葉を使わせていただいておりますが、きょう、いただいた御指摘を踏まえてどうするか、中でも検討させていただきたいと思います。

取り急ぎ以上です。

○秋池座長

ありがとうございます。

経産省さん、おありですか。

○経済産業省須藤グループ長

藤沢委員から御意見をいただきました中間的な支援のところですね。これはまさに課題だと思っています。例えば視察希望が実は多いのでございますけれども、それを町役場の職員とかまちづくり会社の職員が仕事の片手間にやっていて、本業との兼ね合いに困って

いたり、あっぷあっぷしているところがございます。御紹介した中で、まちづくり支援ということで、そういう機能の充実等をやろうとしているのですが、率直に言ってまだまだ課題があると思いますので、こういったところはぜひまた御議論いただき、御指導をいただければと思います。

福島イノベーション・コースト構想の発信の仕方ですね。まさにふわふわしているから青写真をつくっているわけですが、青写真もまだふわふわしているのではないかということにならないように、多分、個別の具体的な成功例的なもの、始まったもので目に見えるものを出していくのと、構想、大きなビジョンとのキャッチボール的なことを続ける姿を早くつくり出したいと思っているのですが、これまた正直課題が多いところかと思うので、このあたりもぜひ御指導いただきたいと思います。

それから、先ほどお話のあった心のケアの部分もまだまだ多くの課題があると思っていますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○秋池座長

ありがとうございます。

お願いします。

○環境省森山次長

環境省の仕事のメインは、説明したような除染ですとか放射能の対策でございますけれども、それはまだまだ残りがありますので、しっかりやっていきます。それ以外に、環境省でもイノベーション・コースト構想のネタ出しとか、リサイクルの関係だとか、特に見ていると、大熊だとか双葉町のほうについては、やっと大熊がことしの3月に避難指示が一部解除になったということで、いわゆる空洞化とおっしゃっていますけれども、戻ってくるけれども、肝心のところには余りネタがないといいますが、そういった面がございます。我々のほうも低炭素型のまちづくりだとか、そういった勉強の費用がありますので、そういったものも投入しながら、イノベ構想の弾になるようなものがないかとか、そういった部分についても微力ながらまた御支援しようということは考えてございます。

○秋池座長

ありがとうございました。

それでは、本日はこのあたりとしたいと思います。いただいた貴重な御意見を踏まえて取りまとめを行ってまいりたいと思います。

この後、本日のワーキンググループの概要について、事務局からブリーフィングを行います。また、議事概要を速やかに公表いたします。議事録も作成の上、公表いたしますので、構成員の皆様におかれましては、内容の確認に御協力をお願いいたします。

このほか、事務局から連絡事項があればお願いします。

○菊地参事官

本日、お手元に配らせていただいた資料で、8月2日に福島県、9日に岩手県に現地調査を行っていただきました。お手元にお配りした資料の中に、両視察の概要の資料をお配りしてございます。

なお、続きまして、今後8月29日に宮城県の現地調査を予定しております。御参加いただく先生方におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、お手元の資料で、第1回の議事要旨もお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

次回の予定について、御案内申し上げます。次回は9月11日、13時から15時の予定です。議題は「被災者支援」「住まいとまちの復興」「産業・生業の再生」「『新しい東北』の創造」でございます。

本日、お配りした資料は机の上に置いて帰っていただいても結構でございます。次回まで、当方で保管いたします。

連絡事項は以上です。

○秋池座長

以上をもちまして、第2回「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」を終了いたします。

本日はありがとうございました。